



事務連絡  
令和6年9月13日

各都道府県民生主管部（局）  
児童手当主管課（部） 御中

こども家庭庁成育局  
成育環境課児童手当管理室

### 児童手当の抜本的拡充に関する周知用リーフレットについて（周知依頼）

児童手当に係る事務につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
令和6年10月からの児童手当の抜本的拡充の実施にあたり、拡充内容の周知や申請勧奨を目的としたリーフレットを別添の通り作成いたしました。また、中高生向けのリーフレットについてもあわせて作成しております。

各都道府県におかれましては、管内市区町村へ周知いただくとともに、児童手当の今回の制度改正内容の広報資料として適宜ご活用いただきますようお願いいたします。

また、今回の拡充により、新たに支給対象となる高校生年代を養育するご家庭について、申請が必要となる方に確実に申請を行っていただくため、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対して、児童手当担当部局と連携して、所管の高等学校を通じて生徒や保護者へ、別添リーフレットをメーリングリストや生徒・保護者向けの連絡用SNSなどを活用するなど、適宜の方法により配布していただくよう、依頼しております。是非、都道府県教育委員会等にご連絡いただき、連携して周知を図っていただきますようお願いいたします。

（照会先）  
こども家庭庁成育局成育環境課  
児童手当管理室指導係  
TEL：03-6861-0225  
E-mail：jidouteate.shidou@cfa.go.jp

令和6年(2024年)

10月から  
(12月支給分から)

# 児童手当制度が 高校生年代まで拡充されます。

申請が必要な保護者の方 があります。ご注意ください

## Q1. 誰がもらえるの?

0歳～高校生年代までの  
児童を育てている方  
(18歳到達後の最初の年度末まで)

## Q2. いくらもらえるの?

手当月額

3歳未満

第一子・第二子 月 15,000円  
第三子以降 月 30,000円

3歳～18歳  
18歳到達後の  
最初の年度末まで

第一子・第二子 月 10,000円  
第三子以降 月 30,000円

所得制限

**所得制限なし**

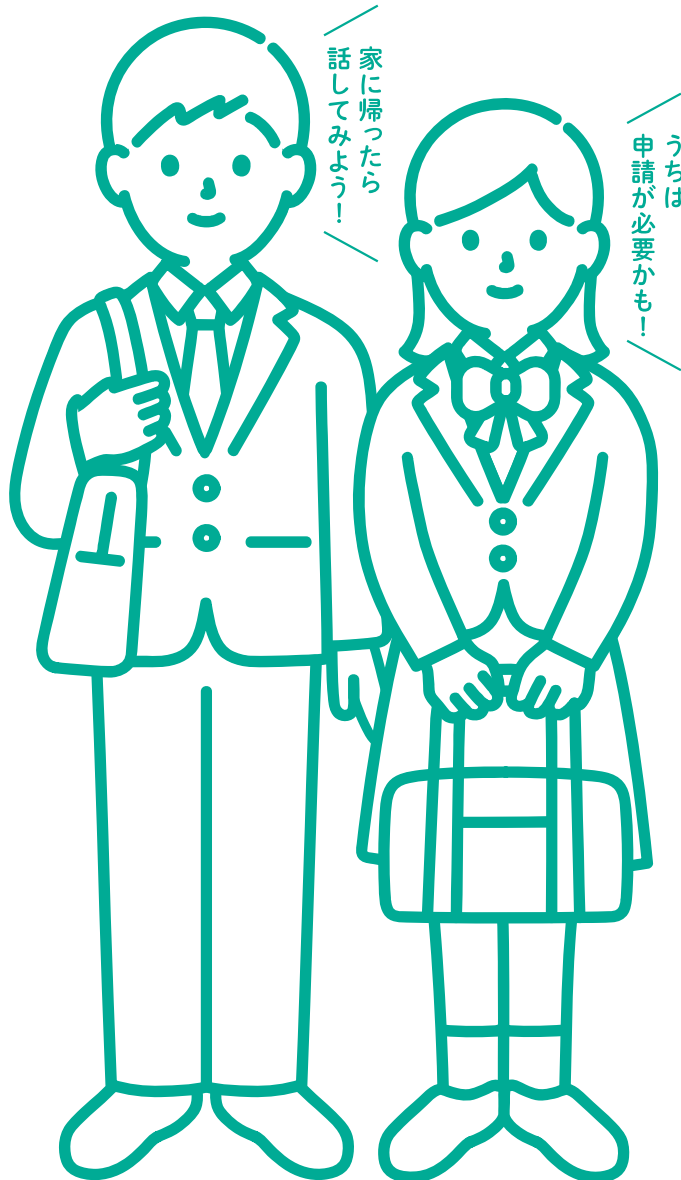
※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。  
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

## Q3. いつもらえるの?

支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回)

※各前月までの2か月分を支給



## 申請について

児童手当の申請は、保護者のうち令和5年(2023年)の所得が高い方が、お住まいの市区町村に申請してください。 ※保護者が公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか

こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>





令和6年  
(2024年)

10月から  
(12月支給分から)

# 児童手当制度が 変わります!

申請が必要な方がいます。  
ご注意ください



## 1. 支給対象が拡大します

0歳～中学校修了までの子を  
養育している方  
(15歳到達後の最初の年度末まで)



0歳～**高校生年代**までの子を  
養育している方  
(18歳到達後の最初の年度末まで)

## 2. 所得制限が撤廃されます

所得制限

所得制限限度額、所得上限限度額あり

手当月額

3歳未満 月 15,000円

3歳～  
小学校修了まで  
第一子・第二子 月 10,000円  
第三子以降 月 15,000円

中学生 月 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。  
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。



所得制限

**所得制限なし**

手当月額

3歳未満

第一子・第二子 月 15,000円  
第三子以降 月 30,000円

3歳～18歳  
18歳到達後の  
最初の年度末まで

第一子・第二子 月 10,000円  
第三子以降 月 30,000円

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。  
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

## 3. 偶数月(年6回)に支給されます

支給月

2月・6月・10月 (年3回)

※各前月までの4か月分を支給



支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回)

※各前月までの2か月分を支給



### 申請について

児童手当の申請は、お子様を養育している方が、お住まいの市区町村に申請してください。  
※養育している方がご両親など複数名いる場合には、令和5年(2023年)の所得が高い方が申請してください。  
※公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか

こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



◎この給付には、社会全体でこども・子育てを支えるための『子ども・子育て支援金』(令和8年度から開始)が充てられます。

少子化・人口減少が危惧的な状況にある中、社会全体でこども・子育て世帯を応援していきます。今回の児童手当の拡充は、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づく、抜本的なこども・子育て政策の給付拡充の一環であり、同戦略に基づくその他の拡充策とともに、その財源の一部に『子ども・子育て支援金』(全世代・事業主の皆様、医療保険料とあわせて負担能力に応じて拠出いただきます)が充てられます。支援金は、社会保障分野の徹底した歳出改革等による社会保険料負担軽減効果の範囲内で導入することとしています。